

令和6年度東京大学経済学部学士入学試験要項（本学士）

1. 出願資格

本学部平成24年3月以降卒業者及び令和6年3月卒業見込みの者。

2. 選抜方法

入学者の選抜は、書類選考による。

なお、書類選考のほか、面接を行うことがある。

3. 合格者の発表及び入学手続

(1) 入学許可を内定した者は、令和6年3月1日(金)午後1時頃、本学部教務関係掲示場に掲示する。

(2) 入学許可書は、令和6年3月上旬、本人あて郵送する。

(3) 入学許可書を受け取った者は、その際送付される入学手続に関する指示にしたがい、3月中の所定の期間内に必要な入学手続（入学料の納付及び入学手続書類の提出）を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

(4) 入学時に必要な経費（令和6年度予定額）

①入学料 282,000円（予定額）

②授業料前期分 267,900円（年額535,800円）（予定額）

(注)上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

4. 出願期間

令和6年1月9日(火)から1月11日(木)まで。

出願は郵送に限る。令和6年1月11日(木)までの消印のあるものは受け付ける。(提出書類を一括して各自で用意した角形2号封筒に入れ、速達・書留郵便とすること。その際、封筒の表に「東京大学経済学部学士入学試験出願書類」と朱書すること。)

5. 出願手続

(1) 郵送先

東京大学経済学研究科等教務チーム学部担当

(〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号)

電話 03-5841-5552 (ダイヤルイン)

(2) 提出書類

ア. 入学願書（本学部所定の用紙に所要事項を記入したもの。）

イ. 写真1葉（最近3ヶ月以内撮影の正面上半身脱帽で、縦4cm横3cmのものを、願書に貼付して、提出すること。）

ウ. 返信用封筒（定形封筒（長形3号）に出願者本人の宛名を記入し、84円分の切手を貼ること。）

(3) 検定料

30,000 円（銀行振込に限る。振込先については振込依頼書を参照すること。）

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行不可）から振り込むこと。（ATM、インターネット等は利用しないこと。）

振り込みの際、振込金受取書（B 票）及び検定料振込金受付証明書（C 票）を受け取り、検定料振込金受付証明書（C 票）を入学願書の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書（B 票）は領収書なので、大切に保管すること。

6. 注意事項

- (1) 修業年限は、1 年とする。
- (2) 志望学科については、出身学科以外の学科とする。
- (3) 過去に本学士入学をした学科には、出願することは出来ない。
- (4) 入学試験に合格しても、在学又は在職のまま入学することは出来ない。
- (5) 郵送による出願は、速達・書留郵便とし、封筒の表に「東京大学経済学部学士入学試験出願書類」と朱書きすること。
- (6) 出願期限までに所定の書類等が完備しない場合、あるいは、提出書類等に不備がある場合は、願書は受理しない。出願手続後、どのような事情があっても、書類等の変更は認めず、また、検定料の払い戻しはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (7) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本学部事務部（5.（1）参照。）に申し出ること。
- (8) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）」において大学入学に支障のない在留資格を有すること。
- (9) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (10) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ、①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (11) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (12) 提出書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。
- (13) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から、学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ入学試験の選抜により最終合格しても、その後入学が許可できない場合や、入学後の希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。

令和 5 年 9 月